

加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の32欄の金額が記載してあります。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法第66条第2項による加算税の5%加重措置
- 国税通則法第66条第3項による加算税の計算の特例措置
- 国税通則法第66条第5項による加算税の5%又は10%加重措置
- 国税通則法第66条第6項による加算税の10%加重措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
- 国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
- 国外財産調書に係る加算税の10%加重措置

年分

氏 名

殿

区 分		1	円	円		
加 算 税 の 対 象 と な る 税 額		1				
累 積 納 付 税 額	年 月 日 の	2				
	年 月 日 の	3				
	年 月 日 の	4				
	年 月 日 の	5				
	年 月 日 の	6				
1 欄 か ら 6 欄 の 計		7				
2 欄 か ら 6 欄 の 計		8				
1 欄 の 金 額 と 「 7 欄 - 50 万 円 」 の 金 額 の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		9				
重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額		10				
国 税	第3項特例措置の適用がない場合	通常分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	11		
		第2項加重分	加 算 税 の 額 (11欄 × %)	12		円
国 税	第2項加重分	通常分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	13		
		第1項加重分	加 算 税 の 額 (13欄 × 5%)	14		円
通 則	第3項特例措置の適用がある場合	7 欄 - 10 欄	「 7 欄 - 10 欄 」 の 金 額 と 50 万 円 の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	15		
		7 欄 - 10 欄 - 50 万 円	「 7 欄 - 10 欄 - 50 万 円 」 と 250 万 円 の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	16		
		7 欄 - 10 欄 - 300 万 円	7 欄 - 10 欄 - 300 万 円 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	17		
		8 欄	8 欄 の 金 額 と 50 万 円 の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	18		
		8 欄 - 50 万 円	「 8 欄 - 50 万 円 」 と 250 万 円 の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	19		
		8 欄	8 欄 - 300 万 円 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	20		
		加算税の額	加算税の額((15欄 × % + 16欄 × % + 17欄 × %) - (18欄 × % + 19欄 × % + 20欄 × %))	21		円
法	第5項加重分	通常分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	22		
		加重分	加 算 税 の 額 (22欄 × %)	23		円
	第6項加重分	通常分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て)	24		
		加重分	加 算 税 の 額 (24欄 × 10%)	25		円
国 外 財 産 調 書 又 は 財 産 債 務 調 書	5%軽減分	通常分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	26		
		加重分	加 算 税 の 額 (26欄 × 5%)	27		円
	5%加重分	通常分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	28		
		加重分	加 算 税 の 額 (28欄 × 5%)	29		円
	10%加重分	通常分	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	30		
		加重分	加 算 税 の 額 (30欄 × 10%)	31		円
無 申 告 加 算 税 の 額 ((12欄 + 14欄) 又 は 21欄) + 23欄 + 25欄 - 27欄 + 29欄 + 31欄		32				

付表の八の四